

議第245号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正
する。

別表 1 京都市帰宅困難者観光地対策協議会及び京都市大規模災害時における
帰宅困難者対策に係る事業所対策協議会の項を削り，同表 1 京都市観光振
興審議会の項を次のように改める。

京都市観光振興 審議会	観光の振興に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	30 人 以 内	1 年
京都市下京区西部 エリア活性化 将来構想策定委 員会	下京区西部エリアの活性化を目的とした将来構想の策定に関する事項について，市長の諮問に応じ，審議すること。	20 人 以 内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
京都市重要文化 財旧三井家下鴨 別邸保存活用検 討委員会	重要文化財旧三井家下鴨別邸の保存，整備，管理及び活用に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	7 人 以 内	2 年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市帰宅困難者観光地対策協議会及び京都市大規模災害時における帰宅困難者対策に係る事業所対策協議会を廃止するとともに、市長の附属機関として新たに京都市下京区西部エリア活性化将来構想策定委員会及び京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会を設置する等の必要があるので提案する。